

日本中小企業学会の会費についての内規

- 1 日本中小企業学会会則第 5 条に基づく会費は、本規程の定めるところによる。
- 2 この学会の年会費は、次のとおりとする。
 - (1) 個人会員 10,000 円
 - (2) 賛助会員 1 口 20,000 円
賛助会員は、1 口以上納入する。
- 3 大学院生についての会費減額規定については、次のとおりとする。
本業をもたず大学院博士後期課程に在籍する会員は、学生証コピーをメール添付等にて申請した場合、当該年度の年会費を 4,000 円に減額できる。
社会人院生の個人会員（大学院博士後期課程に在籍し、学生証コピーをメール添付等にて申請した場合）は、本人の申し出により当該年度の年会費を 6,000 円に減額できる。
- 4 シニア会員制度については、次のとおりとする。
10 月 31 日現在で満 70 歳に達し、かつ専任の職を有しない会員は、本人の申出により年会費を 6,000 円に減額できる。
- 5 会費免除制度について、次のとおりとする。
学会役員を 3 期以上つとめた会員は、77 歳(喜寿)を迎えた後、会費を免除される。
- 6 会費未納による自然退会の基準については、次のとおりとする。
自然退会の基準：会費を 3 年度分以上未納

1994 年 10 月 22 日改正
2001 年 09 月 30 日改正
2004 年 10 月 09 日改正
2022 年 09 月 24 日改正
2022 年 11 月 01 日施行